

156-参-個人情報の保護に関する…9号 平成15年05月21日

※個人情報保護法案について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

本日がこの委員会の締めくくりの質疑ということでございまして、いささかお名残惜しい気もするわけでございますけれども、本日は警察行政をめぐる件についての集中審議ということで御質問申し上げたいと思います。

理事会で、三点セットといいますか、その資料が配付されている、そして大臣等にはお手元に行っているということ、もちろんそのことの真偽のほどはまだ定かではないという状況は十分承知しつつ、しかし、やはりその資料等から教訓とすべきものがあると、このような見地からちょっと御質問をしたいと思います。

〔委員長退席、理事若林正俊君着席〕

まず、中元、歳暮などの付け届けリストなるものが出ているわけでございますけれども、そのことについてです。

地方公務員が中元、歳暮などの贈答品を受け取る場合についての定め、これは地方自治体がそれぞれ定める倫理条例によるものというふうになっておりますけれども、その現状がどうなっているのか、把握してあるところを総務省にお伺いしたいと思います。

○政府参考人（森清君） お答えいたします。

国家公務員倫理法がございまして、その四十三条におきまして、地方公共団体も、この法律の規定に基づいて、国の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならないという規定がございまして、これを受けまして、平成十四年六月現在の数字でございまして、四十七都道府県のうち九団体において倫理条例が制定されております。残りの三十八団体におきましても、倫理条例はございませんけれども、独自の倫理規程あるいは通達、通知、指針等を定めておりまして、結局すべての団体におきまして何らかの対応措置が取られているわけでございますが、その中で、先生御指摘の利害関係者からの贈与の禁止あるいは制限等の規定が含まれているわけでございます。

○辻泰弘君 政官財癒着の構造と言われて久しいものがございますけれども、そういう中で、取締り官庁と取締りの対象者との関係というものは、国民から見て癒着やなれ合いだというふうには思われないうにしっかりと対処すべきだと思うわけでございます。

今回のやつも、真偽のほどは分からないにしても、まあ場合によっては贈収賄につながるようなものにもなるかもしれない事例も、今回のこととは限りませんが、あるかもしれないと思うわけございまして、そういう意味で、その今の倫理条例、しっかりとしたものにしていかにかいかぬと思うわけでございますけれども、総務大臣、このことについて御所見を賜りたいと思います。

○国務大臣（片山虎之助君） 国家公務員倫理法というのは、あれは議員立法ですよ。

〔理事若林正俊君退席、委員長着席〕

国会で議論されてできて今日に至っておりますが、あの中に今、公務員部長が言ったような規定があるものですから、それに従って同じように考えてくれと、こういうことを地方団体にも言っております。幾つかの県なり市町村では倫理条例を決めていると。決めた以上は守ってもらわないかぬのです。地方公務員も全体の奉仕者です。地域全体の奉仕

者、パブリックサーバントですから、そういう認識をしっかりと持ってもらって、倫理には特に厳しくやっていただくように指導してまいります。

○辻泰弘君 国家公安委員長にも、警察行政を預かれるお立場から、この点についての警察の倫理確立といいますか、その点についての御決意を一言お願いしたいと思います。

○国務大臣（谷垣禎一君） 警察職員は、これは警察職員に限らないんですが、特に法の執行を担当している警察職員は公正な職務執行を行わなければなりません。そのために、その前提として、常日ごろ国民から疑惑や不信を持たれないように行動すべきだということふうに私は思っております。

警察庁においても、そのような趣旨で各都道府県警察に対しまして指導しているところと承知をしておりますし、国家公安委員会としても、このような綱紀の肅正の徹底は、十分これは督励をして指導監督してまいりたいと思っております。

それから、先ほど委員がお触れになりました、今、三点セットとおっしゃいましたが、今調査を、調査ないし捜査をしているところでありまして、仮にも非違があるということであれば、これは厳正に対処しなければならないと思っております。

○辻泰弘君 この点についてもしっかりとしたお取組をお願いしておきたいと思っております。

三点セットのその二つ目のことでございます、いわゆる個人情報にかかわる警察の内部資料の流出、漏えいとされる件でございます。これも真偽のほどはもちろん定かでないという状況ではございますけれども。

それで、お聞きしたいのは、その警察の保有する個人情報の流出を防止するための現行の法律は何かということをまずお示しいただきたいと思っております。

○政府参考人（吉村博人君） 一般的に申し上げまして、国家公務員法あるいは地方公務員法に規定をされております秘密を守る義務がございますので、個人情報を漏えいした場合には一年以下の懲役又は三万円以下の罰金ということでございますが、当該法律に触れる可能性があるということでもあります。

もちろん、法律違反の部分は今申し上げたとおりでございますけれども、懲戒処分の方針も警察庁で定めておりまして、職務上知り得た秘密を漏らすと、相応の免職、停職、減給、戒告の懲戒処分を行うということにしておるところでございます。

○辻泰弘君 これまでの情報流出の事例というものがあつたかと思うんですが、お示しいただきたいと思っております。

○政府参考人（吉村博人君） 最近におきましての警察官が刑事事件として問われた事例といたしましては、例えば、昨年十二月であります、神奈川県警の巡査部長が調査会社からの依頼を受けて、軽自動車の所有者の照会を行って、その結果を当該調査会社に教示をしたということで、今申し上げました地方公務員法違反あるいは文書偽造に問われた、これは逮捕事案でもございますし、懲戒免職事案であります。あるいはまた、昨年の八月の事案であります、埼玉県警の警部補が同様に調査会社の依頼を受けまして、携帯電話の契約者、住所、被疑者の犯歴を教示したとして、地方公務員法違反あるいは収賄に問われたという事案がございます。

○辻泰弘君 この点につきましても、先ほど審議がございまして、国家公安委員会規則等に準拠してというような御指摘もあつたわけですが、この点について、国家公安委員長、

一言御決意のほどをお願いしておきたいと思えます。

○国務大臣（谷垣禎一君） 国家公安委員会規則も作っております。また、先ほど御答弁申し上げたように、それに準拠して、地方の条例、必ずしも警察規定しておりませんが、国家公安委員会規則に準じてそれぞれのところで従うべき基準を作っているわけがございます。

それからさらに、今、こうして個人情報保護法案というものが国会で御審議をいただいているわけでありますので、これが成立しますと、当然この法律の精神に従った検討というものを警察内部でもしていかなければならないだろうと思っております。

今後、その再発防止と申しますか、こういうのにまた私ども更に意を用いなければならないわけでありますが、事案に応じて所要の調査、捜査というものを尽くして厳正に対処するということが第一でございますが、この種事案の未然防止を重点的に志向した監察というものを徹底して行わなければなりませんのと、職員に対する個人情報の重要性についての周知徹底というものも、従来も行ってはおりますが、更に力を入れなければならないのではないかと。

そういった個人情報取扱いに係る業務管理の徹底等の諸対策をこれから更に推進していかなければならないだろうと思っております。国家公安委員会としても、警察、督励してまいりたいと思っております。

○辻泰弘君 三点セットの一番最後の三点目になりますけれども、これは、いわゆる警察の幹部と目される方が部下の信用情報の提供を消費者金融会社から受けたとされるということでございます。部下がサラ金地獄にまみれていないかをチェックすると、そういうような趣旨だと思うんです。それも真偽のほどは分からないということですが。

まずお聞きしたいのは、貸金業の規制等に関する法律三十条で信用情報機関という規定があるわけですが、信用情報機関の現状と信用情報の提供についてのルール、現行がどうなっているか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人（藤原隆君） お答え申し上げます。

貸金業法の三十条第二項におきましては、貸金業者の、貸金業協会員たるその貸金業者に対しまして、資金需要者の借入金返済能力に関する情報をその目的以外に使用することを禁止しているところでございます。

またさらに、事務ガイドラインにおきましても、貸金業者及び信用情報機関に対しまして、信用情報の目的外使用の防止等の観点から適切な対応を具体的に求めているところでございます。

なお、現在、信用情報機関といたしましては三つほど全国規模のございまして、一つは、全国銀行個人信用情報センター、K S Cと申すものでございます。またもう一つは、日本情報センター、J I Cで、さらにもう一つ、C I Cというのがございます。

○辻泰弘君 それで、お聞きしたいんですけれども、警察が、刑事訴訟法の定める捜査など以外の、平時の場合といいますか平常の場合に、信用情報機関に対して個人情報を照会するということは現行法上どのように位置付けられているのかと。規定がないように思うんですけれども、合法性についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人（藤原隆君） お答え申し上げます。

現行法の規定によりますと、行政機関による信用情報の利用につきましては、金融当局として現在直接の規定があるとは承知いたしておりません。

○辻泰弘君 しかればもう一つ、再度ですけれども、同じく、刑事訴訟法の定める捜査など以外の、平時といいますか平常の場合に、警察からの照会に応じて信用情報機関が情報提供を行うことは現行法上どういうように位置付けられるのでしょうか。

○政府参考人（藤原隆君） お答え申し上げます。

繰り返しになりますが、貸金業法の第三十条の二項におきましては、貸金業協会たる貸金業者に対しまして資金需要者の借入金返済能力に関する情報をその目的以外に使用することを禁止しております。さらに、そのガイドラインにおきましても、具体的な対応を求めているところでございます。

○辻泰弘君 ですから、その貸金業法三十条二項の精神に反するということが法的には位置付けになるということだろうと思うんです、精神に反するということがですね。逆に言えば、それしかないということになるのかと思うんです。

そこで、今時法案、今回の個人情報保護法案に関連してお伺いしたいんですけれども、今回は地方自治体は適用除外というふうになっておりますので都道府県警は法律の対象外であると、こういう位置付けだと思うんですけれども、一方の信用情報機関は個人情報取扱事業者となるということになるわけで、その信用情報機関が警察からの照会に応じて信用情報の提供を行うことは今回の法案でどのように位置付けられるのかということでございます。二十三条に掛かってくるのかと思うんですが、その辺についてのことをお聞きしたいと思います。

○国務大臣（細田博之君） 二十三条一項は、個人情報取扱事業者による本人の同意を得ない個人データの第三者提供を原則禁止としているわけでございます。

しかし、個人情報取扱事業者からの行政機関への提供に関連しては、二つの例外を認めておりまして、二十三条第一項第一号の「法令に基づく場合」ということでございます。このケースは、例えば個別具体的な犯罪捜査に関連しての情報提供などであると考えております。

また、同項第四号において「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」としておりますが、これは、例えば警察の重要な業務である犯罪の予防のために必要であるということが客観的に認められる場合に限られ、このような場合には同意を得なくても提供できるというふうに考えております。

○辻泰弘君 そうしますと、この法令の定める事務を遂行することには、今回の言われている部下の信用情報の掌握ということは入るのでしょうか。

○国務大臣（細田博之君） それは、警察等の法令の体系ですね、それはちょっとその所管に聞いていただきたいと思います。

○辻泰弘君 時間の関係で最後になるかと思いますが、今回の法律の七条において、基本方針を策定するという事になっているわけでございます。その中には、地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項を定めると、こういう事になっているわけでございまして、そういう意味で、やはり警察が保有する個人情報の保護の在り方、このことについても含めて、視野に入れて方針を策定いただきたいと、このように思うことが一点でございます。

それと同時に、警察が持つ個人情報の保護、管理の厳格化に向けての国家公安委員長の決意、この点について細田大臣と国家公安委員長の御所見をお伺いしたいと思います。

○委員長（尾辻秀久君） 答弁、手短に願います。

○国務大臣（細田博之君） 都道府県警察を含む地方公共団体に対しましては、地方自治を尊重する観点から第七条第二項第三号において、地方公共団体が講ずべき云々の措置に関して基本的な事項についてのみ定めるものとされているところでありますので、例えばどのような機関を対象とした条例とすべきか等についてまで国が基本方針で定めることは考えておりません。

○国務大臣（谷垣禎一君） 個人情報の重要性についての職員の意識の周知徹底、その他個人情報取扱いに係る業務管理の徹底を更に推進してまいりたいと思っております。

○辻泰弘君 総理をお迎えしての締めくくり質疑の時間になりましたので、残余の時間ございますけれども、以上で終わらせていただきます。